

教訓を礎に



東京消防庁消防総監 市川 博三

東日本大震災の発生から早15年が経ちました。マグニチュード9.0という未曾有の巨大地震とそれに伴う大津波は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われました。あらためて、犠牲となられたすべての方々に深い哀悼の意を表するとともに、今なお復興の途上にある地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

発災当時、東京消防庁では緊急消防援助隊として延べ約3,000名の隊員が被災地へ派遣され、建物が倒壊し、津波を受け、火災も発生した現場において、懸命な人命救助及び消火活動にあたりました。

この15年間、当庁では東日本大震災での経験や教訓を糧にして、首都直下地震をはじめとする大規模自然災害への備えを着実に進めてまいりました。第九消防方面本部消防救助機動部隊をはじめとする各種専門部隊の創設や、特殊な環境下でも活動が可能な車両や資器材の整備、被災状況の全体像を早期に把握できるドローンの導入等、ハード面の整備に加え、東京都や各区市町村、警察、自衛隊と合同で定期的に災害対応訓練を実施するなど、ソフト面の連携強化にも注力し、総合的に消防活動能力の向上を図ってまいりました。

さらに、自助、共助、公助の体制づくりを推進するため、地域住民や関係機関との協力体制を築いた上で、地域の実情に即した防火防災訓練を実施し、自律的な防災行動力の向上を図るなど、平時からの備えを促進しています。

近年、消防を取り巻く状況は大きく変化しています。全国各地で頻発化する豪雨災害や林野火災、高齢化の進展や夏季における連日の猛暑による救急需要の増大など、消防が対応すべき事象は年々多様化・複雑化しています。

とりわけ林野火災については、ひとたび発生すれば被害は広範囲に及び、消火活動も長期間化する傾向にあるため、地域と一体となった実効性のある防火対策を行うことが極めて重要となります。

当庁の管内においても、多摩地域西部を中心に森林を有していることから、住民や関係事業者、レジャーで訪れる方への注意喚起や防火意識の向上を図るため、本年1月から林野火災警報、4月から林野火災注意報の運用を開始するとともに、関係機関と連携しながら、本制度の周知活動や注意報、警報発令時の巡回広報を強力に推進したところです。

実際に大規模自然災害が発生した場合には、1つの地域や管轄消防本部だけで同時に発生する火災や救助事象に対応することは非常に困難となります。そのため、自治体の枠を越えて、早期に防災機関どうしが連携して対応することが不可欠です。

緊急消防援助隊はその象徴と言える枠組みであり、これまで数多くの災害に日本全国から応援隊が駆け付け、組織の垣根を越えて、その力を結集し、困難を乗り越えてきました。今後も全国の消防機関が互いに知見を共有し、訓練や交流を通じて連携を一層強化していくことが重要であると考えています。

「国民の生命、身体及び財産を守る」という消防の唯一無二の使命は決して変わるものではありません。東京消防庁は首都東京の消防機関としての責務を自覚するとともに、過去の震災への対応から得られた教訓を胸に刻み、これからも総務省消防庁をはじめ、全国消防長会や全国の消防本部と力を合わせ、心を1つにして、災害対応力のさらなる向上と安全・安心な社会の実現に向けて取り組んでまいります。